

令和7年度第1回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会 議事録

日時：令和7年7月30日（水） 午後1時30分から午後3時20分まで

会場：松本市役所東庁舎4階 東41会議室、オンライン会議システムZOOM

内容（議事）：1 今後の専門部会の進め方について
2 松本市におけるごみ処理の現状について
3 他組織からの意見共有について
4 次回の専門部会について
5 その他

出席者：（委員）野見山哲生委員、宮澤信委員、野村茂委員、高橋教保委員、石井恵里委員※、
福島和夫委員、山谷修作委員※、原弥生委員、木村郁子委員、窪田淑子委員、
上條泰委員、柳沢隆一委員 《※オンライン参加》

（事務局）宮尾環境エネルギー部長

（環境業務課）林課長、棚橋課長補佐、大野主任

（環境・地域エネルギー課）鈴木課長、太田課長補佐、川嶋主任

欠席者：（委員）佐々木茂美委員

- 1 開 会（司会進行：環境業務課長）
- 2 環境エネルギー部長あいさつ
- 3 委員・事務局自己紹介
- 4 正副部会長の選出
- 5 部会長・副部会長あいさつ
- 6 議事（議長：部会長、説明：環境業務課）

（部会長）

それでは始めさせていただきます。まずは次第に基づいて議事を進行してまいります。議事1「今後の専門部会の進め方について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事1 今後の専門部会の進め方について

（部会長）

ただいまのご説明に何かご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

（委員）

最後のところで、有料化するのを一旦経済的なことを考えて保留にしたとおっしゃっていましたが、有料化を保留している間に、市として何か実施したものはありますか。

(環境業務課)

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討後に市が行った施策については、この後の資料2のごみ処理の現状の中でご説明させていただければと思います。

(委員)

資料の中に、家庭系ごみという言葉が多く出てきておりますが、事務所系のごみは含まれているのでしょうか。事務所系や集合住宅のごみの中にも家庭系ごみもあるかと思いますが、そういったものは別扱いになるのか、それともこの家庭系ごみの中に一緒に含まれるのか、事業系のごみとの関連を教えてください。

(環境業務課)

ごみの分類につきましても、この後の資料2でご説明をさせていただきますが、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関しては、家庭系ごみということでターゲットを絞っておりますが、その中には、松本市で事業系として集めている集合住宅のごみも含むことになります。詳しくは後ほどご説明させていただきます。

(委員)

今回の部会ですが、有料化を前提として検討していくということによろしいですか。それとも、最善の方策を検討するということは、有料化はあり得ないということも決定事項になるのかを確認させていただきます。

(環境業務課)

今回の検討については、市としては、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度は実施していく方向でご検討いただきまして、時期については、令和10年4月と記載させていただいておりますが、これは今後の検討の経過次第だと考えております。

(委員)

先ほどの質問と少し重複するのですが、今回の検討事項の前提としてどこまでの範囲を考えれば良いのかということをお伺いしておきたいと、先ほど事業系ごみの中に含まれている集合住宅での家庭系ごみもアプローチの対象に入ってくるというお話があったと思いますが、議事3の他組織からの意見共有についての資料の中で、家庭系ごみだけでなく、宿泊税も視野に入れながら観光面でのごみ減量のアプローチもということで、事業系ごみについてのコメントもありますが、今回の審議会専門部会の中では、あくまでも家庭系ごみに絞るのか、若しくは、こうした事業系ごみも含めたところも検討の視野に入ってくるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

(部会長)

大切なところですので、ご説明よろしくお願いたします。

(環境業務課)

今回の専門部会では、あくまでも家庭系ごみの範囲をご検討いただきたいと考えております。事業系ごみに一部入っている集合住宅については、次の別添の資料でもご紹介いたしますが、別の会議でも検

討しており、その検討状況について、必要に応じてこちらの会議にも情報共有させていただきますが、それを含めたうえで、家庭系ごみ減量化についてご検討いただければと思います。

また、諮問書重点項目の3番にございます家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と併せて実施すべき施策に関しましても、該当するものがあれば、ご意見をいただければと思います。

(委員)

もう一点ございまして、今ご説明いただいた資料1別紙4の1制度の概要の中で、ごみの排出抑制と再生利用の推進と挙げられていますが、その手前に手数料徴収ということも書かれております。実際、今まで手数料として何もお支払いしてなかったところが有料化になるということで、その手数料部分がどのように使われようとしているのか、現在ご検討されているのでしょうか。

(環境業務課)

手数料の使い道等についても、こちらの専門部会でどのように使っていくのが一番よろしいのかを皆さんでご検討いただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員)

平成23年時の市長は、どなたでしょうか。

(環境業務課)

菅谷昭市長です。

(委員)

菅谷さんのときに有料化を当面実施しないような方向性でしたが、その時に、長野県内の市町村で既に有料化されていた自治体は、何市あったのでしょうか。

(環境業務課)

少しお時間いただければと思います。

(部会長)

これはまた進行しながらご回答いただくということでよろしくお願ひします。

当時は時期尚早ということで、まずは努力してからというようなご意見をいただいていたかと思ひます。それで平成29年に環境審議会でもうそろそろごみ有料化について実施を検討しても良いのではということで答申したところですが、総ごみ量がなかなか減っていないという状況がございます。

(委員)

前回の委員会では、松本市の1人1日当たりのごみの量は1.5キロとなっており、長野県内は大体1キロ、全国平均でも大体同じぐらいで、なぜこんなに多いのか、それを減量するためにはどうしたら良いのかという話がありました。その中で、もっと色々な方法があるのではないかといいことがあって、既に有料のごみ袋がある中でさらに上乘せして負担をかけて実施したからといって、そこで急に減るといいことではなく、もっと色々な手法で動機付けをしてみてもどうかという話があり、意見としては、

このような流れでまとめていったところがありました。

(委員)

この前、市民タイムスに長野県の1人1日あたりのごみ排出量770g、これは過去最少という記事が掲載されておりました。また、記事には、松本市周辺の市町村が掲載されており、松本市が942グラムで、先ほど委員がおっしゃった1.5キロからだいぶ減ってきておりましたが、これは、市民の皆さんの取り組みが効を奏しているものと見ていなかったのでしょうか。

(部会長)

このあたりの説明を少し事務局からお願いできますでしょうか。

(環境業務課)

委員がおっしゃるとおり右肩下がりとなっていることについては、この後の資料でもご説明させていただきますが、資料1の3の括弧3にございますとおり、家庭系ごみのカテゴリの中にはごみとするにはもったいないものや再資源化可能なものが3割含まれている現状がどうしてもございますので、減ってきてはいるが、まだやる余地があるということで、今回ご検討いただければと思います。

(委員)

松本市のごみの処理炉は3炉ありますが、その内の2炉を使って今ごみを燃やしており、1炉は検査をするために取ってあるということで、そうすると2炉をずっと燃やしていないと、やはり一回冷ましてしまうと耐久性が落ちてくるという話を聞いております。そういう時に、あまりごみの量を減らしすぎても、今度3炉あったものが1炉になるのではないかという考えもあるかと思えます。また、今日の市民タイムスに、令和10年度に食肉処理施設の市有地を返してもらうというような記事が出ておりました。それから5年をかけて、令和15年には新しいごみ処理施設が作られるということですが、今と同規模の焼却炉が作られるのでしょうか。それともごみの削減を念頭に入れた小さなものができるのでしょうか。

(環境業務課)

処理施設の件につきましては、この後の資料2の方で出てきますので、そこで詳しくはご説明させていただきますが、今簡単に将来の計画のことを申し上げますと、現状は150トン炉が3炉ありまして、1日に450トン燃やせるという状況で、現在松塩地区広域施設組合が立てている新たなごみ処理施設の計画では、1日当たり360トン、120トン炉が3つとして計画されており、今後のごみの減量化を含めて考慮いたしまして、そのような状況になっております。

(部会長)

先ほどの回答が保留となっていた事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

(環境業務課)

当時の平成22年度時点でございますが、長野県全市町村ではなく県内の19市ということになりますが、19市中12市が有料化を行っており、半数以上となります。

(委員)

今回の有料化の検討が循環型社会形成推進交付金の交付要件にもなっているとありますが、この交付金の要件を確認させていただきたいと思います。それは、ターゲットは家庭系ごみなのか、事業系も含めた全体としての削減ということが盛り込まれているのか。交付金を得ることが一つの目標だとすれば、交付金を得るための内容は今後明らかにされるのでしょうか。

(環境業務課)

循環型社会形成推進交付金は、廃棄物処理施設を建設するうえで、環境省から地方自治体にいただける交付金になっておりまして、その内の一つの要件として、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度について検討することということがございます。それは検討していないと交付金がもらえない可能性があるという状況でございます。

今後会議は10回続いていきます。今回お示しさせていただき資料で足りないことがございましたら、次回以降に共有させていただき、ご覧いただいたうえでご検討いただければと思います。

(委員)

この交付金を得ることが今回の目的でもあるということによろしいでしょうか。

(環境業務課)

確かに目的の一つではございますが、それ以前にごみの減量化、これが最大の目標になっております。

(委員)

今松本市は、隣の塩尻市とか安曇野市からはごみは受け入れておりませんか。塩尻市からは入っていると思いますが。

(環境業務課)

現在松本市を含めた塩尻市、朝日村、山形村、この4市村が一部事務組合として松塩地区広域施設組合という組合を作っております。その4市村のごみを焼却しております。

(委員)

私は松本市環境衛生協議会連合会の副会長であるとともに町会では衛生部長を担っておりますが、家庭系の燃やすごみというのは、非常に少なくなっていると理解しております。一方で、事業系から出るもったいないごみというのは相当あるのではないかと。私も色々な所を見ていると、例えば、映画館で飲んだり、食べたりする、そういう紙コップ、それからプラスチックのコップっていうのは、一応分別するようになってはおりますが、ほとんど捨てているところを見ると分別されていないというような、それは事業系で出されることになるかとは思いますが、こうしたごみの量の多い少ないは把握されているでしょうか。

(環境業務課)

この後の、資料2別添に少し資料を付けさせていただきましたが、多い少ないというよりは、分別ができていないかということの内訳はこちらで調査、把握しておりますので、また次の資料でお答

えしたいと思います。

(部会長)

事務局からこの後かなり詳しく説明いただけたと思いますので、またそこでご質問いただくということでもよろしいでしょうか。

(委員)

色々なケースを調査しておりますが、松本市における特徴的なことの一つは、資料にも出てきますけれども、集合住宅の一部に許可業者の収集が行われているというところだろうと思います。これについては、事業系の搬入手数料が安すぎるというところにそもそもの問題があるように思います。事業系の搬入手数料というのは、排出者責任ということで、原価相当に手数料を設定するというのがルールで、家庭系も事業系も手数料の設定については、PDCAサイクルで、適時適切に見直すということになっているわけです。松本市の場合は、事業系の搬入手数料が存在して、家庭系には存在していませんが、ここを適宜見直さないと、かなり原価からかけ離れた非常に安い手数料になります。そうしますと市が委託する収集業者の場合、収集の方法についてかなり厳格にされているかと思いますが、分別が悪いとなると、時間の問題、分別の問題など割と厳しい状況になり、一方で、搬入手数料が非常に安いとなれば、そんな面倒なことは避けたいということで、入居者の方も許可業者に頼んで処理してもらった方が楽だというようなことで、許可業者の収集の方に流れるという安易な方向に流れてしまうことになります。

従いまして、まずは搬入手数料をきちんと設定する、一気に原価相当まで持っていくということではできないかと思いますが、ステップを踏んでできるだけ近づけていく、そういうことがまずなければいけないと思います。家庭系ごみ有料化の前に、事業系の搬入手数料、これを見直す。こうすることで市に収集してもらった方が安くなる、負担が安くなるというようなことで、現在の制度に見直しをかけることができるのではないかと感じた次第です。

(部会長)

今のご意見は、多分諮問の重点の3番の部分ですけれども、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度とあわせて実施すべき効果的なごみ減量化、このあたりのところに含まれる案件だろうと思いますので、今後またご意見を頂戴するのと同時に、今日事務局にもご意見をいただいておりますので、また次回以降対応する現状とかそういったものに関する説明に加えていただきたいと思いますので、事務局側もよろしく願いいたします。

(部会長)

続きまして議事の2でございしますが、「松本市におけるごみ処理の現状について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事2 松本市におけるごみ処理の現状について

(部会長)

ただいまのご説明に何かご質問、ご意見はございますか。

(副部会長)

資料2別添のスライドの5で、リデュースをして、リユースをして、リユースできなかったもの、ごみ(廃棄物)ですが、ここが一番大事なところで、ごみか資源かという問題です。環境審議会ですらいつも発言させていただいておりますが、結局この真ん中から下をごみと言ってしまえば、有料化しても何をしてごみはなかなか減らない。ここから先に大事なところがありまして、いかに今ごみと言っているものの中に、資源になるもの、ほとんどは資源だと思っておりますが、ここを有料化のターゲットにしてしまったら本当に今と変わらない。家庭の皆さんにもリユースできなかったものから、いかに資源になるものを出してもらうか、また行政側としても、今の分別だけじゃなくて、行政の対応として今可燃ごみで出されているものの中から、いかに資源として抽出できるものがあるのかをうまくマッチングさせて初めて減るものだと思います。

従いまして、リユースできなかったものをごみと言ってしまうのは、そういうスタンスで全部資料を作られておりますので、これを直せというわけにはいかないと思いますが、やはりこのような考え方で、ごみの有料化って言ってしまうと、有料化すべきところとすべきでないところが結構曖昧になってしまうと思うので、そのあたりのところをもう少し考えていただきたいと思います。

(環境業務課)

この資料の意図を改めてお伝えさせていただきたいと思います。委員のお考えとこちらの意図が見た目で擦り合っていないというようなご趣旨かと思いますが、こちら側としては委員がおっしゃるとおりの趣旨と同様の趣旨で記載をさせていただいているという認識でございます。と申しますのは、資料2別添の5ページ目の右側に赤く囲んだ、家庭系ごみ排出量に応じた費用負担制度による3Rの推進を実施していきたいのはどこの部分かということで、赤い矢印を引かせていただいております。一番大事なのが、まずリデュース、次にリユース、そしてリユースできないもので、語弊があるかもしれませんが、ごみになってしまう、どうしても処分をしなければいけないものにつきましては、できるだけ図の右側の適正処理、最終的に処分されてしまうものが増えていかないような形でリサイクルを推進していきたいという意図で作成させていただいております。資料の右の中段の下くらいのところにある星印の減量のターゲットということで記載させていただいておりますが、ここを減らしていきたいという意図ですので、まさにごみと言っているものの中の資源になるものをリサイクルしてごみを減量していきたいという趣旨で、できるだけリサイクルに回るものを増やしていきたいと考えております。

(副部会長)

関連しますけれども、スライドの26でございますが、赤枠で囲ったところを費用負担制度の検討範囲とされておりますが、資源物も検討範囲にしてしまっておりますけれども、それだけではなく、今破碎ごみや埋立ごみとなっているものでも、多分資源に回せるものもございまして、あとはもちろん、いかに家庭の皆さんに協力していただき、可燃ごみの中からも資源をできるだけ抽出してこれを減らしていく、有料化というよりも減らしていただくということだと思います。ですから、この赤枠も何となく違和感がありまして、資源まで対象にしてしまうのか、検討対象ということだとは思いますが、ちょっと違うのではという感じがします。

(環境業務課)

26枚目のスライドにつきましては、資源物も家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の対象とし

ていくのかということでは違和感を覚えられるかと思いますが、この点につきましては、行政側として、まず家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討の範囲から既に外してしまうということよりは、皆様からご意見をいただいたうえで、結果的にここは外すべき、若しくはそうではないなどのご議論をいただきたく、まずは検討の土台に乗せさせていただければと思います。

(委員)

資料2別添の11枚目のスライドの中で、松本市の1人1日当たりのごみの排出量のうち、家庭系ごみの排出量は、令和5年度の時点で一応目標ラインを達成されており、1人1日当たりのごみの排出量で、おそらくこちらに事業系ごみも含まれているということだと思いますが、あとは、もう少し先の16ページ以降の他の自治体との比較でも、やはり松本市はごみ排出量の多い自治体、少ない自治体と比べても、家庭系ごみのラインだけで見れば、それほど多くはなく、事業系を足し合わせたところで多くなってしまっていると資料としては見えてしまいます。そうしますと、家庭系ごみについての取り組みということで課題を出すことに若干疑問を感じてしまうところがあります。事業系ごみが多いという中で、もちろんこの会の検討対象にはならないというお話があったと思いますが、その事業系ごみに含まれている集合住宅から排出されている家庭系ごみを、家庭系ごみとして換算することが可能なのか、実際に事業系ごみの中で集合住宅での家庭系ごみがどのぐらいの割合を占めているのか、それによってこの部分にどれぐらい重点的にアプローチするべきかということにも係わってくるのではないかと思いますので、このあたりについて改めて伺いたいと思います。

(環境業務課)

まず、家庭系ごみは目標が達成されているということは、現状として全くそのとおりでございますが、スライドの14に挙げさせていただいているとおり、目標は達成できているものの、ごみとしてもったいないものというのは、家庭系ごみの中で36.4%あるという現状もございます。こうした現状を踏まえまして、これまでの市の取り組みを推進したり、その他の施策を増やしていくなどということにつきましても、今回の家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討の一つに加えていただければと考えております。

また、スライドの15にございますとおり、事業系ごみの方が多いというように見受けられますが、この中には確かに集合住宅が含まれておりまして、今現在市としては、事業系ごみの中の集合住宅分だけ抜き出したデータは持ち合わせていない現状もございますが、今後この部会で皆さんが議論していく中で、必要に応じて何らかの形でお示ししなければならないと考えております。仮に事業系ごみの中に含まれる集合住宅の分を家庭系ごみとした場合は、グラフとして数値が逆転する、家庭系ごみの目標ラインを達成できないような状況にもなってくると想定されるところでございまして、こうしたところも含めまして、皆さんと一緒に考えていければと考えております。

(委員)

ありがとうございます。何となく思っておりましたのは、家庭系ごみで目標ラインが達成できているのに、さらに有料化しなければならないというところの説明がつきにくいと思ひまして、改めてその目標ラインの設定の仕方、今36%ぐらいがごみとして捨てられてどうなんだというものがあるとするれば、もちろん集合住宅の部分も含めてというところでまたラインが少し変わってくる可能性もあるかとは思いますが、そのあたりの目標ラインの設定の仕方についても考える必要があるのではない

かと思いました。

(委員)

事前にこの資料を拝見させていただいて、とてもよくできた説明資料で、特にごみに関心がなかった私にとっては、この用意いただいたごみ処理の現状についてという資料はとても分かりやすかったです。ただ、分かりやすかったが故に、この資料では有料化にはなりません。今委員がおっしゃったとおりだからです。有料化に結び付けるには、他組織からの情報を共有させていただいて、本来の家庭系ごみというものが正しく評価された表としてデータが示されなければならないと思います。この資料ですと、前市長が保留にしたことを市民が一生懸命努力をしてきてごみを削減しましたというデータになっており、一生懸命努力しました、まだまだ頑張りましょう、無料化のままで、となってしまう。有料化するのであれば、例えば集合マンションもそうですし、松本市では人口割合に占める高齢者施設数が全国の中でも5本の指に入るほど多く、その高齢者施設から出ているごみは事業系ごみとして全て処理されていて、そのごみの中で、本来は家庭系ごみとしてカウントされるごみがかなりの量があると思います。その場合で、さらに市民の皆さんにごみ減量に取り組んでもらうために有料化を実施することであれば、目標を達成できたのかという点において、今言ったことを評価して、またこの資料を少し改善して、新たに他組織からデータを収集したうえでの正しいデータを出していただければと思いますので、次回にご検討いただけたらありがたいと思います。

(部会長)

各委員から、非常に適切なお指摘をいただいておりますが、今後これらの点も含めた議論になることと考えます。元々事業系のごみが多いということは、もう平成21年の検討の時点から分かっている、常にここが問題だということはもう皆さんがお分かりのことですので、そこを見据えたうえで今後の議論を進められればと思います。

(部会長)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、続きまして議事3の「他組織からの意見共有について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事3 他組織からの意見共有について

(部会長)

ただいまご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問はございますか。

(副部会長)

ごみの減量化には色々なポイントがあると思いますが、この中にも出ているように、生ごみが一つのポイントだと思います。生ごみはやはり資源であり、これ燃やした瞬間にごみになってしまうということを、やはり具体的にどうしたらいいのかということが議論の対象になると思いますし、そういった面では、ごみなのか資源なのかということを経後の会議の中でしっかりと検討していただけたらと思います。

(委員)

今のお話にも繋がるかと思いますが、意見書の中にも堆肥化ということも挙げられておりますが、その後本当に先ほど委員がおっしゃったように、有料化によって、負担の公平な分担という点においては、ごみ袋を多く使うの方がその分費用負担が多くなるというところで公平化はできるのではと考えますが、排出量の抑制や再利用の推進については、有料化になった一時的な効果としては可能かと思われませんが、継続的に減少に繋がるかという点、レジ袋の有料化の例からも、有料化された一時点からそれほど変わらないことが考えられますので、コンポストを活用した生ごみの堆肥化の利用などについても、今後、一緒に検討する必要があるのではないかと考えておまして、それにあたり、事業を実施していくからには追加の費用が必要ということであれば、そのための有料化、その事業に費用を充てる、ごみを減らすために必要な費用が増えるからこそ有料化にするといったところは、議論の一つとしてはあっても良いかと考えております。

生ごみについての現状の対策としては、先ほどの資料の中にもあった通り食ロスの削減とか、あとは水切り推進というところにとどまっているのかなと見受けられましたが、もう少し踏み込んだ施策、他の地域の事例もあるのではないかと考えております。

(部会長)

ありがとうございます。先ほどのご意見については、今後事務局からご紹介いただけるものと思います。また、資料1の別紙3に、次回以降にご紹介いただける内容や審議する内容が記載されておりますが、今日は色々のご意見が出ましたので、これらの点も踏まえまして事務局から説明をいただきながら、ご議論いただくということになるかと思っております。

(部会長)

その他、特にございませんでしょうか。それでは続きまして、議事4の「次回の専門部会について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事4 次回の専門部会について

(環境業務課)

次回の第2回の専門部会ですが、10月初旬を予定しております。会場は、松本クリーンセンターで、併せて施設見学をしていただければと考えております。具体的に決まりましたら、ご通知差し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

(部会長)

何かご意見はございますか。よろしいですか。それでは最後の「その他」でございしますが、事務局から何かございましたらお願いします。

議事5 その他

(環境業務課)

この専門部会はこれから10回開催させていただくこととなりますが、議事録につきましては、市のホームページに掲載させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(部会長)

それでは本日の議事はこれで全て終了いたしました。円滑な進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。それでは事務局にお戻しいたします。

7 閉会

(環境業務課)

部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会を閉会したいと思います。本日はご協力いただきましてありがとうございました。